

第1回静岡市・蒲原町合併協議会

日 時：平成16年4月28日（水）

午後1時30分から

場 所：ホテルセンチュリー静岡

5階「センチュリー」

第1回静岡市・蒲原町合併協議会次第

日 時 平成16年4月28日(水)
午後1時30分から
場 所 ホテルセンチュリー静岡
5階「センチュリー」

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 副会長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 議 事

(1) 報 告

- 報告第1号 静岡市・蒲原町合併協議会に関する経緯等について
- 報告第2号 静岡市・蒲原町合併協議会各種規程の制定について
 - ア 静岡市・蒲原町合併協議会幹事会規程
 - イ 静岡市・蒲原町合併協議会事務局規程
 - ウ 静岡市・蒲原町合併協議会財務規程
 - エ 静岡市・蒲原町合併協議会費用弁償等に関する規程

(2) 議 案

- 議案第1号 静岡市・蒲原町合併協議会会議運営規程及び同規程第7条第2項の規定に基づく要領の制定について
- 議案第2号 平成16年度静岡市・蒲原町合併協議会事業計画について
- 議案第3号 平成16年度静岡市・蒲原町合併協議会予算について

(3) 協 議

協議項目について

(4) その他

- 6 閉 会

報告第 1 号

静岡市・蒲原町合併協議会に関する経緯等について

静岡市・蒲原町合併協議会に関する経緯等について、下記のとおり報告する。

平成 16 年 4 月 28 日提出

静岡市・蒲原町合併協議会

会長 静岡市長 小 嶋 善 吉

記

- 1 静岡市・蒲原町合併協議会に関する経緯
- 2 静岡市・蒲原町合併協議会の設置に関する協議書（写）
（静岡市・蒲原町合併協議会規約）

静岡市・蒲原町合併協議会に関する経緯

年 月 日	内 容
平成16年2月16日	蒲原町の請求代表者2名が、蒲原町長に対し、合併協議会設置請求書を添え、請求代表者証明書の交付を申請
2月16日	蒲原町長が、請求代表者に対し、請求代表者証明書を交付
2月16日～18日	署名活動
2月18日	請求代表者が、蒲原町選挙管理委員会に署名簿を提出（署名数903）
2月18日～19日	蒲原町選挙管理委員会が署名簿を審査
2月20日～26日	署名簿の縦覧
3月 1日	蒲原町の請求代表者2名が、蒲原町長に対し、署名簿（署名数862）を添えて、静岡市を合併対象とする合併協議会の設置を請求
3月 3日	蒲原町長が、静岡市長に対し、合併協議会設置協議について市議会に付議するか否かの意見を求める
3月 5日	静岡市長が、蒲原町長に対し、合併協議会設置協議について市議会に付議する旨を回答
3月23日	静岡市、蒲原町の各議会で合併協議会設置協議議案を可決
4月13日	静岡市・蒲原町合併協議会設置

静岡市・蒲原町合併協議会の設置に関する協議書

静岡市と蒲原町は、静岡市・蒲原町合併協議会の設置について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり協議したので、協議書を取り交わす。

（合併協議会の設置）

第1条 静岡市と蒲原町は、合併に関する協議等を行うため、別紙のとおり規約を定め、静岡市・蒲原町合併協議会を設置する。

この協議書の取り交わしを証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成16年4月13日

静岡市長 小嶋善吉

蒲原町長 山崎寛治

別紙

静岡市・蒲原町合併協議会規約

(設置)

第1条 静岡市及び蒲原町(以下「1市1町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(名称)

第2条 前条の合併協議会は、静岡市・蒲原町合併協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 1市1町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定による建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市1町の合併に関し必要な事項

(事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、静岡市に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員(副会長である委員1人を含む。以下同じ。)をもって組織する。

(会長)

第6条 会長は、静岡市長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 副会長は、次条第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員)

第8条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 蒲原町長
- (2) 1市1町の議会の議長
- (3) 1市1町の議会の議員のうち1市1町の議会の議長がそれぞれ指名するもの 各1人

(4) 学識経験を有する者

ア 1市1町の長がそれぞれ指名する者 各3人

イ 1市1町の長が認める者 1人

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(幹事会)

第11条 会議に提案する事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより1市1町が負担するものとする。

(監査)

第14条 協議会の出納は、静岡市の監査委員1人に委嘱して監査する。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(費用弁償等)

第16条 会長、委員及び監査委員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の規定による費用弁償等の額、支給方法等は、会長が別に定める。

(解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。

報告第 2 号

静岡市・蒲原町合併協議会各種規程の制定について

静岡市・蒲原町合併協議会規約第 11 条第 2 項、第 12 条第 2 項、第 15 条及び第 16 条第 2 項の規定に基づき各種規程を制定したので、下記のとおり報告する。

平成 16 年 4 月 28 日提出

静岡市・蒲原町合併協議会

会長 静岡市長 小嶋善吉

記

- 1 静岡市・蒲原町合併協議会幹事会規程
- 2 静岡市・蒲原町合併協議会事務局規程
- 3 静岡市・蒲原町合併協議会財務規程
- 4 静岡市・蒲原町合併協議会費用弁償等に関する規程

静岡市・蒲原町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡市・蒲原町合併協議会規約第11条第2項の規定に基づき、静岡市・蒲原町合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長、副幹事長及び幹事は、静岡市及び蒲原町の職員のうちから、協議会の会長が選任した者をもって充てる。

(職務)

第3条 幹事長は、会長の命を受け、幹事会を統括する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長の職務を代理する。

(会議)

第4条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長及び副幹事長のほか、幹事長が必要と認める幹事の出席を求めて行うものとする。

2 会議は、幹事長が招集し、幹事長が会議の議長となる。

3 幹事長は、必要に応じて、会議に学識経験を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第5条 幹事会で検討すべき事項について、調査研究及び資料の収集を行うため、幹事会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織、運営その他必要な事項は、幹事長が別に定める。

(専門調査検討グループ)

第6条 会長が特に必要と認める事項について、調査研究及び資料の収集を行うため、幹事会に専門調査検討グループを置くことができる。

2 専門調査検討グループの組織、運営その他必要な事項については、幹事長が別に定める。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、静岡市・蒲原町合併協議会事務局において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月13日から施行する。

静岡市・蒲原町合併協議会幹事会

幹事長	静岡市企画部長	
副幹事長	蒲原町総務課長	
幹事	静岡市	蒲原町
	総務部長	まちづくり課長
	財務部長	税務課長
	健康文化部長	住民生活課長
	市民生活部長	健康福祉課長
	環境部長	建設産業課長
	福祉部長	出納室長
	保健衛生部長	生涯学習課長
	経済部長	水道課長
	都市計画部長	議会事務局長
	建設部長	
	病院局長	
	防災本部長	
	消防長	
	出納事務局長	
	水道部長	
	下水道部長	
	教育部長	
	選挙管理委員会事務局長	
	監査委員事務局長	
農業委員会事務局長		
議会事務局長		

静岡市・蒲原町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡市・蒲原町合併協議会規約第12条第2項の規定に基づき、静岡市・蒲原町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報及び広聴に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。

- 2 事務局長には静岡市企画部広域行政課長の職にある者を、事務局次長には蒲原町総務課長の職にある者をもってそれぞれ充てる。
- 3 事務局員は、静岡市及び蒲原町(以下「1市1町」という。)の職員のうちから1市1町の長がそれぞれ指名する。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 事務局員は、上司の命を受け、分担事務を掌理する。

(専決事項)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 軽易な契約の締結に関すること。
- (2) その他軽易な事項に関すること。

(職員の旅費)

第6条 事務局の職員の旅費については、静岡市の例により算定し、協議会の予算において支給するものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織等に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月13日から施行する。

平成16年度 静岡市・蒲原町合併協議会事務局

1 名簿(9人)

区 分	職 名	氏 名
事務局 長	静岡市企画部参与兼広域行政課長	辻 和夫
事務局 次長	蒲原町総務課長	平岩 雄樹
事務局 員	静岡市企画部広域行政課参事	小川 孝行
〃	静岡市企画部広域行政課統括主幹	三宅 衛
〃	静岡市企画部広域行政課副主幹	遠藤 正方
〃	静岡市企画部広域行政課主査	渡辺 裕一
〃	静岡市企画部広域行政課主査	三浦 一敏
〃	蒲原町総務課参事	山崎 秀平
〃	蒲原町総務課主査	能口 富

2 連絡先

静岡市広域行政課

〒420-8602

静岡市追手町5番1号

電 話 054-221-1287

ファクス 054-221-1295

蒲原町総務課

〒421-3211

蒲原町新田2-16-8

電 話 0543-85-7700

ファクス 0543-85-3110

静岡市・蒲原町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡市・蒲原町合併協議会規約(以下「規約」という。)第15条の規定に基づき、静岡市・蒲原町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、静岡市及び蒲原町(以下「1市1町」という。)から交付される負担金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事業の執行に要するすべての経費をもって歳出とする。

(経費の負担の額)

第3条 1市1町が協議会に対して負担する額は、遅くとも年度開始前30日までに、1市1町の長が協議のうえ決定し、必要な予算上の措置を講ずるものとする。

2 1市1町の長は、前項の決定を行おうとするときは、あらかじめ協議会に対し、事業に要する経費の見積りに関する書類(以下「書面」という。)の提出を求めるものとする。

(予算の編成)

第4条 会長は、毎会計年度協議会の予算を編成し、年度開始前に協議会の会議(以下「会議」という。)に諮らなければならない。

2 予算書その他財務会計事務に係る帳票等の種類及び様式については、会長が別に定める。

(補正予算)

第5条 既定の予算に変更を加える必要があるときは、予算の補正をすることができる。この場合において、会長は、速やかに補正予算を編成し、会議に諮らなければならない。

2 前項の場合において、1市1町が協議会に負担する額に変更を加える必要があるときは、1市1町の長は、協議のうえ速やかに、負担金の額を決定し、それぞれの議会に提案するものとする。

3 前項の場合において、会長は、あらかじめ1市1町の長に対し、書面を提出しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第7条 協議会に出納員を置き、1市1町の職員のうちから会長が指名した者をもって充てる。

2 出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務を掌理する。

(決算)

第8条 会長は、毎会計年度終了後3月以内に協議会の決算書を作成し、会議の認定を経なければならない。

2 前項の規定により決算が会議の認定を経たときは、会長は、決算書の写しを1市1町の長へ送付しなければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月13日から施行する。

2 平成16年度については、第3条第1項中「遅くとも年度開始前30日までに」とあるのは「速やかに」と、第4条第1項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」と読み替えるものとする。

静岡市・蒲原町合併協議会費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡市・蒲原町合併協議会規約(以下「規約」という。)第16条第2項の規定に基づき、静岡市・蒲原町合併協議会(以下「協議会」という。)の費用弁償等の額及び支給方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長等への費用弁償)

第2条 会長、委員及び監査委員が協議会の職務を行うため静岡市及び蒲原町の区域外に旅行したときは、静岡市における市長に支給する旅費の額に相当する額の費用弁償を支給する。

(委員への謝金)

第3条 規約第8条第1項第2号、第3号及び第4号アによる委員が、協議会の会議その他協議会が主催する事業に参加したときは、次の額の謝金を支給する。

日額 11,500円

(支給方法)

第4条 前2条の規定による費用弁償及び謝金の支給方法については、静岡市における議会の議員に対する報酬及び費用弁償の支給方法の例によるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月13日から施行する。

議案第 1 号

静岡市・蒲原町合併協議会会議運営規程及び同規程第 7 条第 2 項の規定に基づ
く要領の制定について

静岡市・蒲原町合併協議会規約第 1 0 条第 3 項の規定に基づく会議運営規程及び同
規程第 7 条第 2 項の規定に基づく要領を、別紙「静岡市・蒲原町合併協議会会議運営
規程」及び「静岡市・蒲原町合併協議会会議の傍聴に関する要領」のとおり定める。

平成 1 6 年 4 月 2 8 日提出

静岡市・蒲原町合併協議会

会長 静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市・蒲原町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡市・蒲原町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、静岡市・蒲原町合併協議会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則公開とする。

2 会議の運営に際しては、住民意見の反映と、公平で、公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長(以下「議長」という。)は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開催)

第4条 会議の開催は、計画的に行うものとする。

(会議の開閉等)

第5条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

3 議長が必要と認めたときは、会議に諮って学識経験を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の進行)

第6条 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(傍聴)

第7条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、議長が会議に諮って別に定める。

(会議録)

第8条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) その他議長が必要と認めた事項

(会議録等の公開)

第9条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

2 前項の公開は、議長が定める方法により行うものとする。

(規律)

第10条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月28日から施行する。

静岡市・蒲原町合併協議会会議の傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡市・蒲原町合併協議会会議運営規程第7条第2項の規定に基づき、静岡市・蒲原町合併協議会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 会議の傍聴席は、次の表の左欄に掲げる対象者ごとに同表の右欄に区分する。

対象者	傍聴席の区分
一般住民	一般傍聴席
静岡市及び蒲原町の議会の議員	議員傍聴席
報道関係者	報道関係者傍聴席

(傍聴の方法)

第3条 一般傍聴席において会議を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならない。

- 前項の傍聴券の交付を受けようとする者は、会議の開催日の10日前までに、静岡市・蒲原町合併協議会事務局(以下「事務局」という。)に申し出るものとする。
- 事務局は、前項の規定による申出が一般傍聴席の数を上回るときは、抽選により傍聴券の交付を受けられる者を決定するものとする。
- 議員傍聴席及び報道関係者傍聴席に係る傍聴の方法については、議長が別に定める。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 銃器その他危険な物を持っている者
- 酒気を帯びていると認められる者
- 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗及びのぼりの類を持っている者
- 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席では、次の事項を守らなければならない。

- 会議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- はち巻及び腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- 飲食し、又は喫煙しないこと。
- みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- 写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。
- 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人が前条の規定に違反し、会議の秩序を乱すおそれがあるときは、議長は退場を命ずることができる。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月28日から施行する。

議案第 2 号

平成 1 6 年度静岡市・蒲原町合併協議会事業計画について

静岡市・蒲原町合併協議会の平成 1 6 年度事業計画は、別紙「平成 1 6 年度静岡市・蒲原町合併協議会事業計画」のとおりとする。

平成 1 6 年 4 月 2 8 日提出

静岡市・蒲原町合併協議会

会長 静岡市長 小 嶋 善 吉

別紙

平成16年度 静岡市・蒲原町合併協議会事業計画

1 事業目標

1市1町の合併に関する協議、建設計画の作成のほか合併に関し必要な事項について協議し、合併協議会として合併の是非を決定することを目標とする。

2 事業内容

(1) 会議の開催

計画的に会議を開催し、基本項目、法による特例項目及び一般項目の協議を行い、市町村建設計画を作成する。

(2) 広報・広聴

合併協議会だよりの発行、各市町の広報紙やホームページ等による広報を通じ、協議内容等を広く住民に周知する。また、住民説明会の開催等により、住民の意向把握に努める。

(3) その他

幹事会等を適宜開催し、円滑な協議の運営に資するものとする。

議案第3号

平成16年度静岡市・蒲原町合併協議会予算について

平成16年度静岡市・蒲原町合併協議会予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表1 歳入歳出予算」による。

3 前項の区分中、静岡市及び蒲原町の負担額は、「別表2 静岡市及び蒲原町の負担金の額」による。

平成16年4月28日提出

静岡市・蒲原町合併協議会

会長 静岡市長 小嶋善吉

別表 1

歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 負担金及び分担金		18,198
	1 負担金	18,198
2 諸収入		2
	1 預金利子	2
合計		18,200

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		17,433
	1 事業推進費	17,433
2 総務費		767
	1 事務局費	767
合計		18,200

平成16年度歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

(単位：千円)

科 目	金 額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 款 負担金及び分担金	18,198			
1 項 負担金	18,198			
1 目 負担金	18,198	1 負担金	18,198	静岡市負担金 蒲原町負担金
2 款 諸収入	2			
1 項 預金利子	2			
1 目 預金利子	2	1 預金利子	2	預金利子
歳入合計	18,200			

2 歳 出

(単位：千円)

科 目	金 額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 款 事業費	17,433			
1 項 事業推進費	17,433			
1 目 会議費	4,564	8 報償費	1,270	委員謝金、監査委員謝金等
		11 需用費 (消耗品費) (食料費)	219	文具等 会議茶菓代
		12 役務費	975	傍聴券葉書代、筆耕翻訳料、看板製作料等
		14 使用料及び賃借料	2,100	会議会場借上料 コピー使用料
2 目 広報・広聴費	12,159	8 報償費	1,067	住民説明会等謝金
		11 需用費 (印刷製本費)	9,280	啓発用パンフレット等印刷製本費
		12 役務費	1,472	新聞折込(住民説明会資料)等
		14 使用料及び賃借料	340	住民説明会等会場借上料
3 目 調査・研究費	710	8 報償費	100	調査研究等に対する謝金
		11 需用費	450	調査研究資料等の印刷製本等
		12 役務費	160	調査研究等郵送料
2 款 総務費	767			
1 項 事務局費	767			
1 目 管理費	767	9 旅費	425	総務省連絡等
		11 需用費 (消耗品費) (印刷製本費) (食料費)	200	文具等 写真現像等 茶菓代
		12 役務費	22	資料送付等郵送料
		14 使用料及び賃借料	120	コピー使用料
歳出合計	18,200			

別表 2

静岡市及び蒲原町の負担金の額

(単位：千円)

区 分	負 担 金 額
静 岡 市	1 4 , 2 5 9
蒲 原 町	3 , 9 3 9

協 議 項 目 (案)

基本項目	1 合併の方式
	2 合併の期日
	3 合併後の市の名称
	4 合併後の市の事務所の位置
	5 財産及び公の施設の取扱い
法による特例項目	6 市議会議員の定数及び任期の取扱い
	7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
	8 地方税の取扱い
	9 一般職の職員の身分
	10 地域審議会及び地域自治組織の取扱い
市町村建設計画の作成	11 市町村建設計画
一般項目	12 一部事務組合等の取扱い
	13 使用料、手数料等の取扱い
	14 国民健康保険事業の取扱い
	15 組織及び機構
	16 特別職の職員の身分
	17 条例・規則の取扱い
	18 公共的団体等の取扱い
	19 補助金、交付金等の取扱い
	20 行政連絡機構の取扱い
	21 町・字名の取扱い
	22 各種福祉制度の取扱い
	23 慣行の取扱い
	24 保健衛生事業の取扱い
	25 清掃事業の取扱い
	26 各種産業制度の取扱い
	27 教育制度の取扱い
	28 消防団の取扱い
	29 上水道事業の取扱い
	30 下水処理事業の取扱い
	31 各種事務事業の取扱い
32 その他	

各協議項目(案)の協議内容について

基本項目

項 目	概 要
1 合併の方式	合体（新設・対等）合併にするのか、編入合併にするのか協議する。
2 合併の期日	合併の期日をいつにするのか協議する。
3 合併後の市の名称	合併後の市の名称をどうするのか協議する。
4 合併後の市の事務所の位置	合併後の市の事務所の位置をどこにするか協議する。
5 財産及び公の施設の取扱い	両自治体の所有する財産及び公の施設をどのように取扱うか協議する。

法による特例項目

項 目	概 要
6 市議会議員の定数及び任期の取扱い	合併特例法の在任特例や定数特例などの特例制度を適用するかどうか協議する。
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	合併特例法等の特例制度を適用するかどうか、適用する場合は、在任特例とするのか、二つの農業委員会を存続させるのか協議する。
8 地方税の取扱い	合併特例法等の不均一課税等を適用するかどうか協議する。
9 一般職の職員の身分	一般職の職員の取扱いについては、旧自治体が消滅した時点でその身分は失われることになるが、合併特例法の規定によりすべての職員は合併市町村の職員として引き継がれることになる。 そこで、合併後の職員の身分の取扱いについて基本的な考え方を協議する。
10 地域審議会及び地域自治組織の取扱い	地域審議会、地域自治区及び合併特例区を設置するかどうか、設置する場合は、その基本的な考え方を協議する。 (地域自治区及び合併特例区については、当該事項に係る改正法が施行された場合の取り扱いを協議する。)

市町村建設計画の作成

項 目	概 要
11 市町村建設計画	合併特例法第3条及び第5条の規定に基づき、合併市町村の建設に関する基本的な計画である「静岡市・蒲原町合併建設計画」を作成する

一般項目

項 目	概 要
12 一部事務組合等の取扱い	合併前の自治体が加入している一部事務組合のほか、協議会等(静庵地区広域市町村圏協議会等)を構成している他の加盟団体との協議が必要になるため、合併後の取扱いについて基本的な考え方を協議する。
13 使用料、手数料等の取扱い	両自治体に存在する同一目的の施設や、同一の種類の手続き等について使用料、手数料等の取扱いについて基本的な考え方を協議する。
14 国民健康保険事業の取扱い	国民健康保険事業の取扱いについて基本的な考え方を協議する。

項 目	概 要
15 組織及び機構	<p>合体（新設・対等）合併の場合は、合併後の市の組織及び機構の取扱いについて基本的な考え方を協議する。</p> <p>編入合併の場合は、編入する自治体の組織及び機構を適用することになるが、合併に伴い変更が必要となる組織及び機構の取扱いについて基本的な考え方を協議する。</p>
16 特別職の職員の身分	<p>合体（新設・対等）合併の場合は、合併前の自治体の法人格消滅に伴いその身分を失うので、合併後の暫定的な取扱いについて協議する。</p> <p>編入合併の場合は、編入する自治体の特別職の職員の身分に変更はなく、編入される自治体の特別職の職員はすべてその身分を失う。</p>
17 条例・規則の取扱い	<p>合体（新設・対等）合併の場合は、合併前の自治体の条例・規則はすべて失効するので、現在の両自治体の条例・規則をどのように取扱うかについて基本的な考え方を協議する。</p> <p>編入合併の場合は、編入する自治体の条例・規則を適用することになるが、合併に伴い制定、改廃が必要となる条例・規則の取扱いについて基本的な考え方を協議する。</p>
18 公共的団体等の取扱い	<p>農林水産業関係団体、商工業関係団体、文化団体、体育団体、厚生福祉関係団体等の公共的団体等の取扱いについては、地方自治法第157条第1項で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。」と規定されていることから、その統合に向けた基本的な考え方を協議する。</p>
19 補助金、交付金等の取扱い	<p>両自治体の各種団体に対して、補助金や交付金等を交付する措置を講じているが、これらの補助金や交付金等はそれぞれの団体の特性により交付条件が異なっている。</p> <p>そこで、合併後の団体の円滑な活動を確保する必要があるため、合併後の補助金、交付金等の取扱いについて基本的な考え方を協議する。</p>
20 行政連絡機構の取扱い	<p>行政連絡の基礎となる町内会・自治会組織をどのように取扱うのか、その基本的な考え方を協議する。</p>
21 町・字名の取扱い	<p>両自治体の町名の取扱いについて、どのように調整するのか。特に、同一町名の場合の取扱いをどのようにするのかについて基本的な考え方を協議する。</p>
22 各種福祉制度の取扱い	<p>両自治体の各種福祉制度を調整するにあたり、その基本的な考え方を協議する。</p>
23 慣行の取扱い	<p>合体（新設・対等）合併の場合は、合併後の自治体の慣行について基本的な考え方を協議する。</p> <p>編入合併の場合は、編入する自治体の慣行を適用することが多いが、編入される自治体独自の慣行の取扱いについて基本的な考え方を協議する。</p>
24 保健衛生事業の取扱い	<p>保健所事業、保健センター事業等の保健衛生業務の実施・調整について基本的な考え方を協議する。</p>
25 清掃事業の取扱い	<p>ごみ収集・処理事業、し尿収集・処理事業の実施・調整について基本的な考え方を協議する。</p>

項 目	概 要
26 各種産業制度の取扱い	商工金融制度や農林水産業関係の諸制度などの各種産業制度の取扱いについて基本的な考え方を協議する。
27 教育制度の取扱い	学校給食事業、公民館事業等について基本的な考え方を協議する。
28 消防団の取扱い	消防団の組織、任用基準等について基本的な考え方を協議する。
29 上水道事業の取扱い	上水道施設、水道料金等の取扱いについて基本的な考え方を協議する。
30 下水処理事業の取扱い	合併後の下水処理方法について基本的な考え方を協議する。
31 各種事務事業の取扱い	合併後の各種事務事業の取扱いについて基本的な考え方を協議する。
32 その他	前項までの項目以外に合併協議会での協議が必要な項目が生じた場合、その基本的な考え方を協議する。

新設合併と編入合併の比較

参考資料

		新 設 合 併	編 入 合 併
定義		2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって新たな市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。
法人格		新たに法人格が発生する。	編入する市町村の法人格が継続する。
合併市町村の名称		新たに定める。	編入する市町村の名称となる。
事務所の位置		新たに定める。	原則としては編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長		合併関係市町村の長は全て失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される市町村の長は失職する。
議会の議員	原則	合併関係市町村の議会の議員は失職する。 合併市町村の法定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。
	特例	次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数(法定数の2倍まで)とする。 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任する。	次のいずれかによることができる。 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。(増加分は編入された区域に配分) 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。
農業委員会の委員		合併関係市町村の委員(選挙による委員、選任による委員)は全て失職する。	編入する市町村の委員はそのままに在任し、編入される市町村の委員は全て失職する。
(合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合)		合併関係市町村の委員(選挙)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10～80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。	編入される市町村の委員(選挙)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の在任期間在任できる。
特別職の職員		合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。(新たに選任する。)	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される市町村の特別職の職員は全員失職する。
一般職の職員		合併関係市町村の職員は全員失職するが、全員合併市町村に引き継がれる。	編入する市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は全員編入する市町村に引き継がれる。
条例・規則		合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。(新たに制定する。)	編入する市町村の条例・規則を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う。)

静岡市・蒲原町主要指標比較

項目	静岡市	蒲原町	合計(平均)	単位	備考
人口	706,513	13,454	719,967	人	平成12年国調
世帯数(平均世帯人員)	254,523 (2.78)	4,287 (3.14)	258,810 (2.78)	世帯(人)	平成12年国調
面積	1,373.89	14.69	1,388.58	km ²	平成13年全国都道府県市区町村別面積調
人口密度	514.24	915.86	1,430.10	人 / km ²	
年齢別人口(構成比)					
年少	100,352 (14.21)	1,816 (13.50)	102,168 (14.20)	人 (%)	平成12年国調
生産年齢	481,541 (68.18)	8,758 (65.10)	490,299 (68.12)	人 (%)	平成12年国調
老年	124,379 (17.61)	2,880 (21.41)	127,259 (17.68)	人 (%)	平成12年国調
産業別就業人口(構成比)					
一次	13,452 (3.64)	172 (2.37)	13,624 (3.61)	人 (%)	平成12年国調
二次	111,808 (30.24)	3,641 (50.20)	115,449 (30.63)	人 (%)	平成12年国調
三次	244,417 (66.12)	3,440 (47.43)	247,857 (65.76)	人 (%)	平成12年国調
昼間人口(昼夜間人口比)	738,502 (104.53)	14,855 (110.41)	753,357 (104.64)	人 (%)	平成12年国調
可住地面積(総面積構成比)	311.69 (22.69)	10.50 (71.48)	322.19 (23.20)	km ² (%)	可住地面積=総面積・(林野面積+池沼面積)
歳出決算額(一人当たり)	247,415,044 (350.19)	4,521,416 (336.06)	251,936,460 (349.93)	千円	平成13年度普通会計決算
地方債現在高(一人当たり)	296,888,316 (420.22)	3,298,364 (245.16)	300,186,680 (416.95)	千円	平成13年度普通会計決算
積立金現在高(一人当たり)	41,037,741 (58.08)	1,781,688 (132.43)	42,819,429 (59.47)	千円	平成13年度普通会計決算
地方税額(一人当たり)	123,326,058 (174.56)	2,689,522 (199.91)	126,015,580 (175.03)	千円	平成13年度普通会計決算
財政力指数	静:0.85、清:0.90	0.86	-		平成13年度普通会計決算(3幼年平均)
庁舎	2 (66,176)	1 (2,559)	3 (68,735)	か所(m ²)	平成13年度市町村公共施設の状態
本庁舎数(延面積)					
建設年	昭:昭和61年、清:昭和58年	昭和37年	-		
支所・出張所数(延面積)	5 (28,994)	0 (0)	5 (28,994)	か所(m ²)	平成13年度市町村公共施設の状態
議員法定上限数(条例定数)	56 (56)	22 (12)	56	人	平成15年2月現在(静岡市は特別定数72人)
職員数	6,780	126	6,906	人	平成15年4月1日現在(定員管理調査)
平均年齢	静:43.7、清:43.8	42.7	-	歳	平成13年度
ラスパイルズ指数	104.2	92.2	-	%	平成15年4月1日現在
調整手当	6	0	-	%	平成15年度
市町村道延長	2,479,606	91,100	2,570,706	m	平成13年度市町村公共施設の状態
同改良済(改良率)	1,949,723 (78.63)	45,558 (50.01)	1,995,281 (77.62)	m (%)	"
同舗装済(舗装率)	2,363,103 (95.30)	63,224 (69.40)	2,426,327 (94.38)	m (%)	"
都市公園等面積(一人当たり)	3,398,398 (4.81)	227,861 (16.94)	3,626,259 (5.04)	m ² (m ² /人)	"
汚水衛生処理人口(率)	462,003 (65.39)	1,492 (11.09)	463,495 (64.38)	人 (%)	"
公現在排水人口A	456,341	0	456,341	人	"
公現在排水人口B(普及率)	613,346 (74.40)	11,996 (0.00)	625,342 (72.97)	人(%・A/B)	"
公現在排水区域面積C	63,216,100	0	63,216,100	m ²	"
人口集中地区面積D(普及率)	98.8 (63.98)	3.4 (0.00)	102.2 (61.86)	km ² (%・C/D)	"
公営住宅戸数(公営住宅率)	7,331 (2.88)	115 (2.68)	7,446 (2.88)	戸 (%)	" (率=戸/世帯)
公民館数	35	1	36	か所	"
図書館数(図書館数)	1,666,762 (7)	85,342 (1)	1,752,104 (8)	冊(か所)	"
保育所定員数(公私立)	10,170	225	10,395	人	"
老人福祉センター数(延面積)	7 (9,676)	1 (772)	8 (10,448)	か所(m ²)	"
病院病床数(千人当たり)	7,783 (11.02)	0 (0.00)	7,783 (10.81)	床	平成13年度「医療施設調査」